

秋田県スポーツ少年団登録規程内規

第1条 この内規は、秋田県スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 秋田県スポーツ少年団登録規程第3条に関しては、次の通りとする。

- 1 登録区分は、単位団においてスポーツをすることが主な活動である場合は「団員」、スポーツを指導することが主な活動で公認スポーツ指導者資格を保有する場合は「指導者」、単位団の取りまとめ等が主な活動の場合は「役員」、育成母集団などの単位団活動の運営やサポートが主な活動の場合は「スタッフ」とし、スポーツ少年団活動を行う者は、これらのいずれかに必ず登録するものとする。
- 2 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 3 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- 4 秋田県スポーツ少年団では、2020～2023年度までの移行期の特別措置を活用し、2019年度までに認定員の資格を有していた者は、原則として2023年度までは「スポーツリーダー」資格で指導者登録するものとする。2024年度以降も指導者登録する場合には、原則として2023年度に「コーチングアシスタント」への移行手続きを行うものとする。（移行手続きを行わない場合には、2024年度以降の指導ができなくなる。何年か先に指導者として登録する可能性がある場合は、それまでの期間は必ず役員またはスタッフとして登録を継続するものとする。）
- 5 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。なお、団員数がやむを得ない理由により人数に満たない場合は、秋田県スポーツ少年団の判断により、団の登録を認める場合がある。また、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。さらに、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を有していた者、またはスタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者。コーチ・教師等の公認スポーツ指導者資格を有する者が、スタートコーチ(スポーツ少年団)を取得する際には、養成講習会の全カリキュラムを受講するものとする。（検定試験は免除）〕としなければならない。新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフが2名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも2名が年度内にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講する必要がある。
- 6 「理念」を学んだ公認スポーツ指導者資格を有する20歳以上の指導者1名を代表者とする。なお、指導者は2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 7 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
- 8 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。
- 9 市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に秋田県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 10 秋田県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、秋田県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 11 秋田県スポーツ少年団への登録料は、次の通りとする。
 - ・団員1名 600円（日本スポーツ少年団へ300円、秋田県スポーツ少年団へ300円）
 - ・指導者・役員およびスタッフ1名 1,300円（日本スポーツ少年団へ700円、秋田県スポーツ少

年団へ 600 円)

- ・スタートコーチ(スポーツ少年団)受講登録料は、1名 1,000 円。

第3条 秋田県スポーツ少年団登録規程第5条に関しては、次の通りとする。

- 1 新規登録単位スポーツ少年団については、団認定証と認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- 2 更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。
- 3 団員については、団員章を交付する。
- 4 指導者については、指導者章を交付する。
- 5 役員およびスタッフについては、登録証を交付する。

第4条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用(営利目的での使用を除く)を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団にて共同利用する。その他、個人情報の詳細については、別途定める。

第6条 この内規は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 2 第2条1項、2項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 3 第2条1項、2項、3項、4項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 4 第1条、第2条1項、2項、第3条1項、2項、3項、4項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 5 この内規は、令和元年12月18日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則 6 この内規は、令和2年2月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。